

令和3年度固定資産税(土地)の課税誤りについて

1 概要

令和3年度固定資産税(土地)の課税に当たり、一部の土地の課税額に誤りがあることが判明しました。

2 経緯

令和3年4月30日(金)に、納税通知書を発送後、5月7日(金)に納税義務者から税額について問い合わせがあり、課税内容を再確認した結果、課税誤りが判明しました。

3 原因

令和3年度評価替えにおいて、向江田町内に所在する土地(評価地目:畑)の税額算出基礎となる「標準地」の変更が必要となり、それに伴い算出した「比準割合」を誤入力したことによるもの。

【参考 畑の固定資産税額の算出式】

固定資産税額＝標準地の1㎡当たり評点数×比準割合×地積×税率(1.4%)

4 課税誤りのあった納税義務者数及び税額

- (1) 納税義務者数 102人(過大100人, 過小2人)
※ 納税通知書等の記載誤り 132人
- (2) 対象筆数 向江田町内の畑 359筆
- (3) 税額 過大税額: 13,500円(1件当たり: 100円~600円)
過小税額: 200円(1件当たり: 100円)

5 今後の対応

税額の更正処理等を行った後、6月上旬以降、該当する納税義務者に対し、訪問又は郵送により、訂正した納税通知書と第2期以降で調整した納付書等をお届けします。なお、過大税額を完納済みの場合は、差額の還付処理を行います。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 市民部 課税課 (担当/山本・貞末)

電話番号:0824-62-6124 FAX番号:0824-62-6345

E-mail:kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

令和3年5月20日
三次市市民病院部医事課

出産入院時の差額ベッド料等に係る消費税の課税誤りについて

1 概要

市立三次中央病院において、平成3年の消費税法改正により「非課税扱い」とされている妊娠中の入院及び出産後の入院における差額ベッド料及び病衣・紙オムツ代について、誤って「課税扱い」としていた事案が判明しました。

2 経緯

令和3年3月に島根県内の公立病院等で、同様の課税誤りが判明したことに伴い、当病院の状況を調査した結果、課税誤りが判明しました。

3 課税誤りの対象者数及び消費税相当額

- (1) 対象者数 1,585人（実人数）
- (2) 消費税相当額 1,861,514円（遅延損害金を除く。）
（1人当たりの平均額 1,174円）

※ 令和3年5月20日現在で把握可能な平成19年1月1日から令和3年3月10日までの対象者数。

※ 平成13年3月11日から平成18年12月31日までの対象者数等は、現在調査中。

4 今後の対応

民法上の規定（20年間）に基づき、平成13年に遡り対象者に出産入院時の差額ベッド料等に係る消費税相当額を返金します。

5月24日以降、該当者宛に返金に関する通知文書を発送し、返金手続を行います。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 市民病院部 医事課（担当／道々・有川）
電話番号：0824-65-0101 FAX番号：0824-65-0159
E-mail：byouin@miyoshi-central-hospital.jp
〒728-8502 広島県三次市東酒屋町10531番地
市立三次中央病院

市長コメント

この度、2件の課税誤りにより、三次市政に対する信頼を損なうことになりましたことは、誠に遺憾であります。

今回の誤りを厳粛に受け止め、法令遵守の徹底を図るとともに、各業務の過程ごとの確認体制を強化することにより、再発防止に努め、市民の皆様・利用者の皆様の信頼回復に全力で取り組む所存です。

令和3年5月20日

三次市長 福岡 誠志